

議案第58号

淡路広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、淡路広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

## 淡路広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

淡路広域行政事務組合規約（昭和47年兵庫県指令地第5267号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 広域ごみ処理施設（可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設をいう。以下同じ。）の設置及び管理に関する事務

別表第3条第3号の項の前に次のように加える。

第3条 第1号	広域ごみ処理施設の建設に要する経費	均等割33%、ごみ計画割67%	ごみ計画割は、淡路地域ごみ処理広域化計画（一般廃棄物処理基本計画）で定める施設の供用を予定する年度の可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の計画量による。
	広域ごみ処理施設の運営に要する経費	均等割33%、ごみ実績割67%	ごみ実績割は、当該年度の前々年度以前3年度内における可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の実績を平均した量による。

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

淡路広域行政事務組合同規約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考																				
<p>第1条・第2条 略 (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>不燃性ごみ(粗大ごみを含む。)処理施設の設置及び経営に関する事務</u></p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>第4条~第16条 略</p> <p>別表(第12条第2項関係)</p>	<p>第1条・第2条 略 (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>広域ごみ処理施設(可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設をいう。以下同じ。)の設置及び管理に関する事務</u></p> <p>(2)~(6) 略</p> <p>第4条~第16条 略</p> <p>別表(第12条第2項関係)</p>																					
<table border="1" data-bbox="235 687 1025 927"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>負担金の算出方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条 第3号</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担金の算出方法	備考	第3条 第3号	略	略	上記以外	略	略	<table border="1" data-bbox="1099 687 1912 1345"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">負担金の算出方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第3条 第1号</td> <td><u>広域ごみ処理施設の建設に要する経費</u></td> <td>均等割33%、 ごみ計画割6 7%</td> <td><u>ごみ計画割は、淡路地域ごみ処理広域化計画(一般廃棄物処理基本計画)で定める施設の供用を予定する年度の可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の計画量による。</u></td> </tr> <tr> <td><u>広域ごみ処理施設の運営に要する経費</u></td> <td>均等割33%、 ごみ実績割6 7%</td> <td><u>ごみ実績割は、当該年度の前々年度以前3年度内における可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の実績を平均した量による。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	負担金の算出方法		備考	第3条 第1号	<u>広域ごみ処理施設の建設に要する経費</u>	均等割33%、 ごみ計画割6 7%	<u>ごみ計画割は、淡路地域ごみ処理広域化計画(一般廃棄物処理基本計画)で定める施設の供用を予定する年度の可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の計画量による。</u>	<u>広域ごみ処理施設の運営に要する経費</u>	均等割33%、 ごみ実績割6 7%	<u>ごみ実績割は、当該年度の前々年度以前3年度内における可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の実績を平均した量による。</u>	
区分	負担金の算出方法	備考																				
第3条 第3号	略	略																				
上記以外	略	略																				
区分	負担金の算出方法		備考																			
第3条 第1号	<u>広域ごみ処理施設の建設に要する経費</u>	均等割33%、 ごみ計画割6 7%	<u>ごみ計画割は、淡路地域ごみ処理広域化計画(一般廃棄物処理基本計画)で定める施設の供用を予定する年度の可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の計画量による。</u>																			
	<u>広域ごみ処理施設の運営に要する経費</u>	均等割33%、 ごみ実績割6 7%	<u>ごみ実績割は、当該年度の前々年度以前3年度内における可燃ごみ又は粗大ごみに係る処理の実績を平均した量による。</u>																			

第 3 条 第 3 号	略	略
上 記 以 外	略	略